

○平成二十五年総務省告示第百四十七号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件）

（平成二十五年三月二十八日）

（総務省告示第百四十七号）

改正	平成二六年	七月一八日	総務省告示第二四四号	
	同	二六年	九月二六日同	第三四四号
	同	二七年	六月三〇日同	第三三三二号
	令和	元年	五月一四日同	第一二二号
	同	元年	五月一四日同	第一三三三号
	同	二年	九月二九日同	第二八九九号
	同	六年	一月二八日同	第三五六六号
	同	六年	二月二〇日同	第四五三三号
	同	七年	五月二九日同	第一七六六号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の二十五及び第三十六条の規定に基づき、同令の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備及びその条件を次のように定める。

次の表の上欄に掲げるインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロト

コル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）は、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定（規則第三十六条において準用する場合を含む。）にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九若しくは第四十九条の六の十に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備又は同令第四十九条の二十三の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯	規則第三十二條の十第三号	中欄に掲げる規定を適用しない。
	規則第三十二條の十一	中欄に掲げる規定にかかわらず、発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあつては、電気通信回線からの応答が確認できない場合、呼の設定を行うためのメッセージ送付終了後二二秒以内に通信終了すること。

移動地球局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等

規則第三十二条の十八	中欄に掲げる規定にかかわらず、インターネットプロトコル移動電話端末は、インターネットプロトコル移動電話用設備からのチャネルの切断を要求する信号を受信した場合は、送信を停止する機能を備えなければならない。
規則第三十二条の二十二	中欄に掲げる規定を適用しない。

規則第三十二条の二十三第一項	中欄に掲げる規定にかかわらず、電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第十二号に掲げる緊急通報番号に対応した呼の設定を行うためのメッセージ（以下「緊急通報メッセージ」という。）を発信する機能を有し、かつ、緊急通報メッセージを受信する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話用設備に接続する場合は、移動電話端末と構造上一体となっており、かつ、規則第三十二条の二の緊急通報を発信する機能を用いることにより緊急通報を行うための発信を行う機能を有すること。
----------------	--

<p>一 無線設備規則第四十九条の六の九に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備のうち、同条第一項及び第五項に規定する陸上移動局の無線設備又は同条第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>規則第三十二条の二十四の二</p>	<p>インターネットプロトコル移動電話端末特定情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、中欄に掲げる規定を適用しない。</p>
<p>二 無線設備規則第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定するシン</p>	<p>規則第三十二条の十第三号</p>	<p>中欄に掲げる規定を適用しない。</p>

グルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等

<p>規則第三十二条の十一</p>	<p>中欄に掲げる規定にかかわらず、発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあつては、電気通信回線からの応答が確認できない場合、呼の設定を行うためのメッセージ送付終了後二二八秒以内に通信終了すること。</p>
<p>規則第三十二条の十八</p>	<p>中欄に掲げる規定にかかわらず、インターネットプロトコル移動電話端末は、インターネットプロトコル移動電話用設備からのチャネルの切断を要求する信号を受信した場合は、送信を停止する機能を備えなければならない。</p>
<p>規則第三十二条の二十二</p>	<p>中欄に掲げる規定を適用しない。</p>

	規則第三十二條の二十四第一号	インターネットプロトコル移動電話端末特定情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、中欄に掲げる規定を適用しない。
四 無線設備規則第四十九條の二十三の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等	規則第三十二條の二十四の二	中欄に掲げる規定を適用しない。
五 発信する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話端末等	規則第三十二條の二十三	中欄に掲げる規定を適用しない。

	規則第三十二條の二十四の二第二号、第四号及び第五号	中欄に掲げる規定を適用しない。
六 複数の電気通信事業者のインターネットプロトコル移動電話用設備に接続する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話端末等	規則第三十二條の二十四の二	中欄に掲げる規定を適用しない。
七 専ら試験を行うことを目的としてインターネットプロトコル移動電話用設備に接続するインターネットプロトコル移動電話端末等（専ら本邦外において使用するものに限る。）	規則第三十二條の二十四の二	中欄に掲げる規定を適用しない。

附 則 （平成二七年六月三〇日総務省告示第二三二号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の平成二十五年総務省告示第百四十七号の条件に適合する発信する機能を有するインターネットプロトコル移動電話端末等のうち無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するもの(電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第十二号に掲げる緊急通報番号に対応した呼の設定を行うためのメッセージを発信する機能を有しないものに限る。)であつて、この告示の施行の際現に電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。)第五十三条第一項に規定する技術基準適合認定、法第五十六条第一項に規定する設計認証、法第六十九条第一項の規定による端末設備の接続の検査若しくは法第七十条第二項の規定による自営電気通信設備の接続の検査を受けており、又は法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出を行っているものの条件については、なお従前の例によることができる。

(令元総省告一三・一部改正)

改正文 (令和元年五月一四日総務省告示第一二号) 抄

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十四号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(施行の日)令和元年五月二二日)

改正文 (令和元年五月一四日総務省告示第一二号) 抄

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十四号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(施行の日)令和元年五月二二日)

改正文 (令和六年十一月二八日総務省告示第三五六号) 抄

端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号)第三十二条の二十五(同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第百四十七号(端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件)の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から施行する。

改正文 (令和七年五月二九日総務省告示第一七六号) 抄

端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号)第三十二条の二十五(同令第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第百四十七号(端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動

電話端末等及びその条件等を定める件)の一部を次のように改正し、
令和七年十月一日から施行する。